

2 環管第 349 号
令和 2 年 12 月 8 日

枚方京田辺環境施設組合
管理者 上村 崇 様

京都府知事 西脇 隆俊

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見書について

令和 2 年 4 月 1 日付けで提出の上記環境影響評価準備書について、京都府環境影
響評価条例第 23 条第 3 項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担 当	府民環境部環境管理課 指 導 係
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 1 5
F A X	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 0 5

別紙

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見は、次のとおりである。

1 全般的事項

- (1) 準備書に記載されている環境の保全及び創造のための措置(以下「環境保全措置」という。)を確実に実施するとともに、最新の環境保全技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避・低減等に努めること。
- (2) 事後調査を適切に実施し、その結果に基づき必要と認められるときには、さらに適切な環境保全措置を講じ、環境影響の回避・低減等を図ること。
- (3) 環境保全措置が適切に実施されるよう、工事作業員や施設職員等の環境意識の向上のための啓発活動を行うこと。
- (4) 今後、施設整備・運営事業者が性能発注方式に基づいて詳細な実施計画を行う際には、本環境影響評価の結果を十分に反映させ、環境保全措置が確実に実施されるよう徹底すること。

2 個別事項

(1) 大気質

ア 近傍に一般廃棄物の焼却施設が立地しており、この地域特性を踏まえた適切な評価を行うため、東部清掃工場及び本施設からの排ガスの相互影響を考慮したシミュレーションを行い、その評価結果について、シミュレーションにおいて設定した条件とともに評価書において示すこと。

イ 建設機械及び工事用車両並びに本施設及び施設利用車両による大気環境への影響の回避・低減等に努めること。

ウ 工事による粉じんの飛散防止に努めること。

(2) 騒音・超低周波音・振動

ア 工事用車両及び施設利用車両の走行ルートにおいて、騒音に係る環境基準値を超過している地点があることから、事業の実施に当たっては、等価騒音レベルだけでなく地域住民が認知しやすい最大騒音レベル等の予測結果も踏まえた上で、環境保全措置を確実に実施し、それらの車両による騒音の低減を図ること。

イ 本施設の供用時において、その点検・整備等を徹底することにより、騒音・超低周波音の低減に努めること。

(3) 水質

ア 工事中における降雨による濁水流出防止及び本施設の供用時における雨水

の適切な管理に努めること。

イ 本施設の供用時におけるプラント排水及び生活排水の下水道放流について、下水処理施設の処理能力に留意し、万一にも下水処理後の放流水の水質に異常を来すことがないよう、本施設を適切に稼働させること。また、適正な下水道放流の確保に向けた関係機関との協議等の状況について、評価書において可能な限り明らかにすること。

(4) 動物・植物・生態系

ア オオタカについて、親鳥への影響要因とひな鳥への影響要因とは異なるものであり、環境保全措置もそれぞれに応じて検討・実施すべきものであることから、評価書においてこれらを区分して記載するとともに、必要に応じて専門家の助言を受けて、当該環境保全措置を確実に実施すること。

また、当該環境保全措置に関する検討経過を可能な範囲で評価書に記載すること。

イ 敷地内の緑地については、周辺の環境との調和に努めること。

ウ 動物、植物及び生態系に係る予測結果について、評価書においては、各種の生態的知見を踏まえて検討した経過をより丁寧に記載するよう検討すること。

(5) 景観

本施設の建物や煙突等のデザイン及び色彩について、周囲の景観との調和に努めること。

(6) 廃棄物等

ア 工事中に発生する廃棄物や土砂については、国の建設リサイクル推進計画等を参照し、廃プラスチック類も含め、可能な限り再利用・再資源化に努めるとともに、再利用・再資源化できないものに対しては適正処理を確保すること。

イ 本施設の供用時の焼却灰やばいじんについては、燃焼管理による発生抑制や再資源化等により、最終処分量の更なる削減を図ること。

(7) 温室効果ガス等

ア 本施設は長期間にわたって稼働するものであることから、将来を展望し、電動化等による温室効果ガス排出量の少ない施設利用車両の率先的な導入を検討すること。

イ 温室効果ガスを極力低減するよう、省エネルギー型設備・機器の導入及び余熱利用等を通じた地球環境への負荷低減に努めること。